

放射性物質から生命を守る市民の会  
代表 山田周治 様

新井総合施設株式会社

### 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の取扱いについて

先般、貴団体より標題に関わるご要請とご質問をいただきました。去る3月2日には当センターにお越しいただき、標題に関わるご説明を私共より申し上げましたが、ここに改めて書面にて回答させていただきます。

標題に関わる情報につきましては当社ホームページで公開させて頂いております。ご参照いただきたくお願い申し上げます。

安全性の検討につきまして、当社は独自の判断基準を持っておりません。国及び監督官庁の制定する法律・規則に則り、安全・安心の処分場運営に全力を尽くすことが当社の社会的使命と考えております。

監督官庁からは科学的及び法律的根拠に基づかない受入基準を設けることは適切ではない、との見解も示されております。

2012/03/12

放射性物質から生命を守る市民の会  
代表 山田周治 様

新井総合施設株式会社

### 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の取り扱いについて

先般、貴団体より表題に関わるご要請とご質問をいただきました。去る3月2日には当センターにお越しいただき、表題に関わるご説明を私どもより申し上げましたが、ここに改めて書面にて回答させていただきます。

表題に関わる情報につきましては当社ホームページで公開させて頂いております。ご参照いただきたくお願い申し上げます。

安全性の検討につきまして、当社は独自の判断基準を持っておりません。国及び監督官庁の制定する法律・規則に則り、安全・安心の処分場運営に全力を尽くすことが当社の社会的使命と考えております。

監督官庁からは科学的および法律的根拠に基づかない受け入れ基準を設けることは適切ではない、との見解も示されております。

なお、塩化物イオン濃度が上昇した原因につきましては、現在原因究明を進めております。地元の皆様にはご心配をお掛けし、誠に申し訳ありません。

今後とも、千葉県の皆様の安全・安心な暮らしの土台として、力の限りを尽くして参る所存でございます。何卒、ご支援、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

もう一度、私達の要請と質問を見てください。

#### 《要請事項》

1. 原発事故以後、現在までに入っているすべての放射性物質の排出元別の放射能の値と搬入量、およびその放射能の全量を公表すること。
2. 貴社の自主管理規定を公開すること。
3. 貴社の今までの検査データをすべて公表するとともに、今回、県の検査となぜ違いが出たのか明らかにすること。
4. 貴社の得た処分場の設置許可は、放射性物質は搬入しないことが前提です。放射性物質を搬入してもなぜ安全だと言えるのか、その根拠を示すこと。
5. 放射性物質を受け入れることに対して市民から恐怖や不安が多く寄せられているので、そのことについて当会主催による住民説明会に出席し説明を行うこと。
6. 処分場への放射性物質（放射能濃度 100 ベクレル/kg以上を持った物質）の搬入をただちに中止すること。

#### 《質問事項》

1. 今まで、放射性物質が混じったがれき類は搬入したことがありますか。
2. 放射性物質は雨水や地下水、侵出水と接触しない構造にしていますか。
3. 放射性物質を搬入したとき、どのような方法で積み置きしていますか。
4. 運転手や従業員の安全性はどのように確保されていますか。
5. 自主管理規定は何のために作ったものですか。その際県の指導はどのようなものでしたか。
6. 塩化物イオン濃度が上がった原因は何ですか。その対策はどのようにしますか。
7. 放射能を帯びた放流水が処分場から出た場合は、どのような対策を取るのか、その対策方法を教えていただきたい。
8. 今後 200 年の間に放射性物質が地下も含め処分場外に出た場合の法的な責任は、賠償も含め、金銭的な対価を受けた貴社にあると思われます。その認識はありますか。
9. 今後 200 年の間に、万一処分場から放射性物質が出た場合は、完全にそれを除去する方法とその体制はどのようになっていますか。
10. ①今後 200 年間にわたって、放射性物質が地下も含め処分場外に出ることは絶対にないと言えますか。  
②遮水シートは 200 年間破れないことを証明できますか。  
③200 年間、豪雨、地震等により処分場が崩壊しないことを証明できますか。
11. 今後 200 年間、市民の安全を守るためには、上記 7～10 までを資金的、体制的に保証する必要がありますが、どのような資金計画、体制を立てていますか。

多言を要するまでもありません。新井総合の論理はじつに明快です。

●国が定めた法基準に基づいて、国が定めた安全基準に沿って、自分達が許可を得ている権利として、放射能汚染汚泥の受け入れ、埋立ての経済行為を行っているのだ。

●もし私達が汚染汚泥の受け入れを拒否すれば、県内都市の下水処理施設は、汚染汚泥に埋まって、下水処理ができなくなる。都市市民はトイレが使えなくなるだろう。私達の受け入れ・埋立ては、権利を受けた者の義務でもあるのだ。

●8,000 ベクレル/kgまでは埋立て可能と決めたからには、国に科学的根拠があつてのことに違いない。しかも監督官庁からは科学のおよび法律的根拠に基づかない受け入れ基準を設けることは適切ではない、と指導されているから、自分達が独自の基準を作って、受け入れを拒否することはできない。

回答書を見ればわかるとおり、上記の要請事項、質問事項に対してほとんど具体的な回答をしておらず、地元住民の不安に全く応えておりません。

日頃新井総合は、「地元住民の安全・安心を第一に考えて事業を推進している」と明言していますが、それが本心でないことが、今回の回答でますますはつきりしました。

彼等の企業倫理・行動原理は、「国と県に忠実であること」。これに尽きます。

つまり、彼等の行動を止めることができるのは、国及び県からの営業停止命令、あるいは許可の取り消しです。

しかし、そのような命令は、今回の「塩化物イオンの漏洩」が示すように、事故が発生して初めて行われるのです。

私達は放射性物質についても、事故が発生するのを待つのか？

断じてノーです。

であるとすれば、私達は国及び県に対して、なんとしても、放射能汚染廃棄物の埋立てを禁止するよう、働きかけなければならない。

その決意を新たにしています。